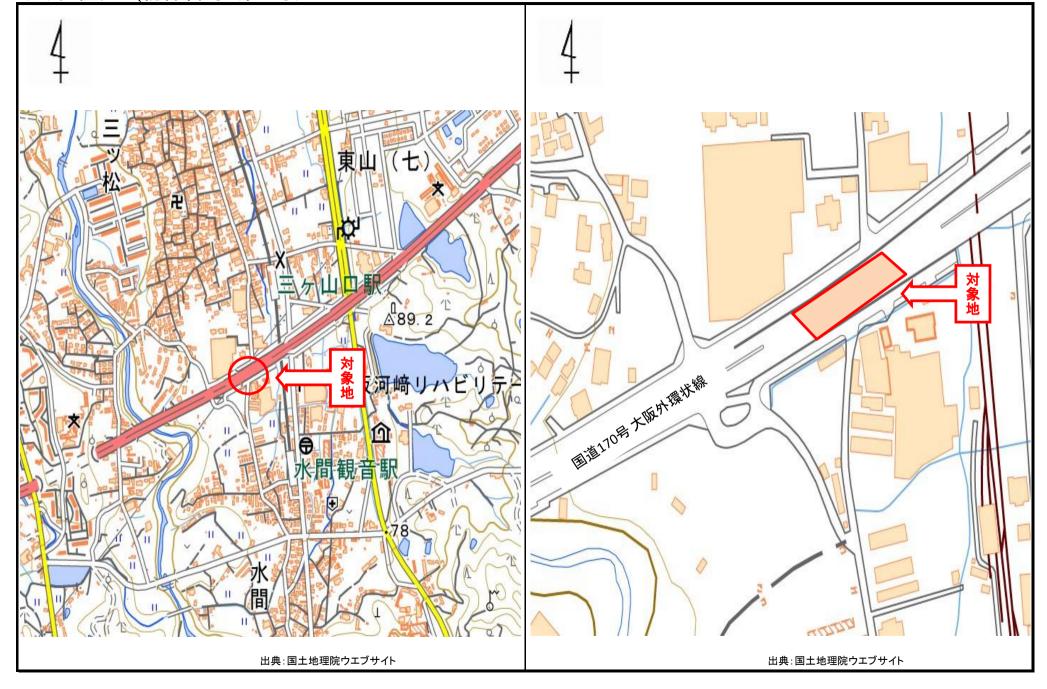
				物			件		明	細			
物件番号		所在地 (路線名)	貝塚市三ツ松787番3外3筆 (国道170号 三ツ松高架橋下)		交通 機関	水間鉄道 水間観音駅 北西 約400m		最 低 占用料 (年額)	280,350円/年	占用期間	5年		
土地の概要								特記事項					
궡	ī 積	占用許可対象面積 890 m <sup>2</sup>						1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等、平面利用を想定しております。					
	面道路 D状況	南側: 府道・幅員約 10.1m・舗装 有・高低差 無・西行き一方通行 北側: 府道・幅員約 10.3m・舗装 有・高低差 無・東行き一方通行						2 占用の態様等については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。 3 占用期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。					
法令に基づく制限	都市計画法	市街化区域内 用途地域 準工業地域				<del>-</del>			対象地への車両等の出入りについては、大阪府岸和田土木事務所及び大阪/ 署と協議し事前承認を得てください。				
		用速地導 地域地区									等については、大阪府岸和田土木 及び排水管に損傷が発生しない		
		建ペい率		0%	容積率		200%	よう、適切な	な場所に保護柵	等を設置してください。なお、それ			
	その他 の 法令等							占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所管理課 電話 072-439-3601(代) 大阪府貝塚警察署 交通課 電話 072-431-1234(代)  5 対象地付近に直径100mmのガス導管が埋設されています。詳細な埋設箇所の確認や、その付近の掘削等を行う場合には大阪ガス(株)にお問合せください。 (お問い合わせ先) 大阪ガス(株)導管情報センター 電話 06-6202-2141(代)					
その	)他条件	- 火気厳禁						6 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の					
供	区分	配管等の状況 対象地周辺 対象地内 照会先及び電話番号					<del>:</del> 号	処理については、貝塚市と協議してください。 (お問い合わせ先) - 貝塚市上下水道部 電話 072-423-2151(代)					
給処	公営 水道	本管 引込管 貝塚市上下水道部 有 無 072-423-2151(代)						7 電気の引込みについては、大阪府岸和田土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協					
理施	電気	配電線引込線 有関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081本管引込管 有大阪ガス(株)導管情報センター 06-6202-2141					トセンター	議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先)					
設の状	都市 ガス						!—	大阪府岸和田土木事務所管理課 電話072-439-3601(代) 関西電力送配電(株)コンタクトセンター 電話0800-777-3081					
況	公共 下水道	本管 引込管 具塚市上下水道部 有 無 072-423-2151(代)									(裏面へ	つづく)	

## 特記事項

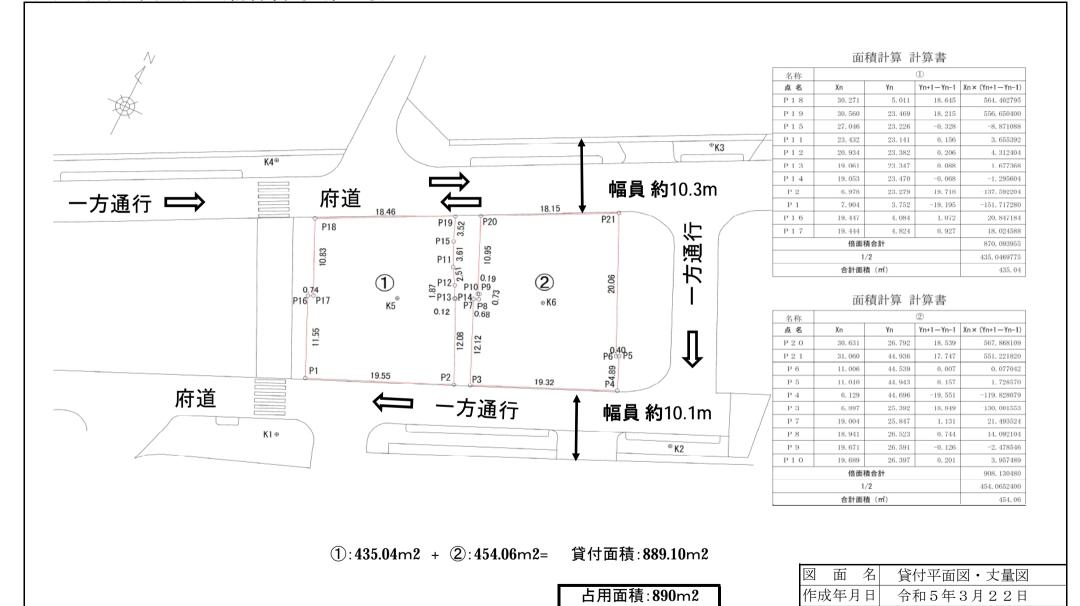
- 8 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。また、それらの施設の損傷等について、対象地の占用が起 因する場合、占用者に復旧を求めることがあります。
- 9 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占用者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、岸和田土木事務所と協議してください。
- 10 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に 立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支 障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要 な費用等は、全て占用者の負担となります。
- 11 現占用期間は最長で令和11年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和6年4月1日からとなります。
- 12 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 13 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 14 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て 占用者において行ってください。

15 橋梁点検の場合には、橋脚から1m以上、橋梁から3m以上の離隔を確保してください。

(1)位置図 (物件番号:第4号)



## (2)平面図・丈量図 (物件番号:第4号)



(小数点切り上げ)

事業者名

大

阪

府